

福島県 公立高校の入試制度

【2026年度版】

選抜概要

●福島県の公立高校入試は、主に前期選抜の1回で、選抜方法が2種類あります。

	出願期間	志願変更	入試日	合格発表日
前期	2/2(月)～6(金)	2/9(月)～13(金)	3/4(水) (面接等3/4～6)	3/16(月)

・特色選抜

各学校の特色を踏まえた選抜

・一般選抜

中学校における学習活動の成果を総合的にみる選抜

●普通科の通学区域は、原則として、県北、県中、県南、耶麻、会津、相馬、双葉、いわきの8つに分かれています。専門学科、総合学科は県下一円とし、いずれの高校にも志願することができます。

ただし、市町村や地域によって分けられた「固定区（1つの学区に属する地域）」・「共通区（複数の学区に属する地域）」というくくりがあり、住んでいる場所によって出願できる範囲が異なるため、事前に確認しておきましょう。

出願について

●出願は、原則1校に限り、特色選抜と一般選抜のどちらか、又は両方に出願出来ます。両方に出願する場合、一般選抜の出願は、特色選抜の出願した学科と同じ学科でも異なる学科でも認められます。

●特色選抜では第二志望は認められません。

一般選抜では、以下の場合は第二志望が認められます。

①普通科と、理数科・数理科学科・デザイン科学科・スポーツ科・探究科を併置する学校では、普通科を第二志望にできる。ただし、理数科・数理科学科・探究科では、普通科を第一志望にできる場合もある。

②コース制をとる普通科は、普通科内の他のコースを第二志望に出来る。

③農業・工業・商業・水産に関する学科(大学科)は、それぞれに属する小学科・コースで第二志望まで出願できる。

●その他、東日本大震災により県内外に避難している受検生に対し、出願機会を確保するため、弾力的な対応を行っています。出願前に教育委員会から発表されている入学者選抜実施要綱やHP等で確認してみましょう。

・避難指示区域等が解除された市町村に帰還した受検生 → 帰還先の通学区に通学できる高校が無い場合は、通学区域外の高校へ出願が可能。

・住民票を移さずに避難している受検生 → 指定日時時点で保護者が住民登録をしていた市町村の属する通学区域内、または現在保護者が居住している市町村の属する通学区域内の学校への出願が可能。

特色選抜

各学校の提示する「志願してほしい生徒像」を踏まえ、自ら志願する動機・理由が明白かつ適切である者を対象とした選抜です。
募集人員は募集定員の5%～50%の範囲で各学校により決定されます。

●選抜資料（基本的に得点化されるもの）

学力検査	国語・数学・英語・理科・社会の5科（各50分・各50点） ・各学校の裁量で各問題の配点を変更する学校配点や、教科間の比重を変える傾斜配点を行うこともできる。
調査書	「各教科の学習の記録」の9科の評定：1～3年の評定＝135点満点 ただし、学科の特性や学力検査の成績との比重を考慮して、傾斜配点により加点が可能。また、その他の項目については、点数化する項目や点数化の方法を各学科ごとに決定。
その他	【志願者全員】特色面接、【各学校裁量】特色検査(小論文又は作文、実技等)

●上記資料の得点と、特色選抜志願理由書や調査書の点数化されない記載内容等を十分精査して、総合的に判定されます。

また、特色選抜と一般選抜の両方に志願した志願者が特色選抜で不合格になった場合は、一般選抜のみの志願者と合わせて選抜の対象となり、再度合否判定されることになります。

一般選抜

募集人員は特色選抜・連携型選抜の合格者を除いた人数となります。

●選抜資料

学力検査	国語・数学・英語・理科・社会の5科（各50分・各50点） ・学校配点・学校裁量での傾斜配点のほか、志願者の自己申告による傾斜配点を行うこともある。ただし、学力検査と調査書の成績の比重を変える場合には、傾斜配点は実施しない。
調査書	「各教科の学習の記録」の9科の評定 ・1～3年の評定+（1～3年の音・美・保育・技家）＝195点満点 ・各学校の判断により「各教科の学習の記録」以外の項目の点数化が可能。点数化する場合は、55点満点とする。
その他	【各学校裁量】一般面接

●選抜方法

＜学力検査と調査書の成績の比重を同等とする場合＞

学力検査と調査書の成績の両方が定員内にある者で、調査書の記載事項や面接で特に問題のない者を合格とする。合格者以外を、学力検査の成績と調査書の記載事項・面接の結果から総合的に判定する。

＜学力検査と調査書の成績の比重を変える場合＞

いずれかの成績に学校が定めた数値を掛けて合計した得点と、調査書の記載事項や面接の結果などを考慮し、総合的に判定します。